ダイキone川島・四季食彩館ムーミー川島店

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による変更の 届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成21年8月10日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及	三井住友ファイナンス&リース株式会社
び住所	東京都港区西新橋3丁目9番4号
	いよぎんリース株式会社
	愛媛県松山市三番町4丁目12番地1
	株式会社ムーミー
	高松市川島東町520番地
大規模小売店舗の名称及	ダイキone川島・四季食彩館ムーミー川島店
び所在地	高松市川島東町字東下所503番地ほか
変更した事項	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
	(1)
	変更前 いよぎんリース株式会社
	代表取締役 則久 秀行
	変更後 いよぎんリース株式会社
	代表取締役 尾賀 忠
	(2)
	変更前 いよぎんリース株式会社
	代表取締役 尾賀 忠
	変更後 いよぎんリース株式会社
	代表取締役 山下 志郎
変更年月日	変更した事項の(1) 平成17年6月30日
	変更した事項の(2) 平成20年6月27日
変更理由	代表者が変更となったため

2 届出年月日 平成21年8月4日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課	
縦覧期間	平成21年8月10日 (月曜日) から同年12月10日 (木曜日) ま	
	で	

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内(平成21年12月10日(木曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業 部商工労政課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ